「令和5年度プラスチック代替素材等普及啓発推進業務」 プロポーザル実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容	回答
1	業務仕様書	p.2 6行	専用募集フォームとは媒体を限定 せず、紙による専用募集フォーム も含まれることと解釈してよろし いでしょうか。	お見込のとおりです。
2	業務仕様書	p.2 21~22 行	エシカル消費に向けた行動変容の 促進として啓発資材を作成し、協 力店に提供すると記載されている が、消費者庁が提供している啓発 資材等を活用することは可能でし ょうか。	差し支えありません。
3	業務仕様書	p.2 12 行 19 行	特設ページの開設とは Web サイトの HP を新たに開設する手法に限定されず、既存の Web サイトにバナーを追加するなどして特設ページとつなぐ手段や、SNS 情報の発信も可能と解釈してよろしいでしょうか。また、特設ページを置くサイトは限定されるなどの制約はありますでしょうか。	特設ページ開設の手段、SNS情報発信について、お見込のとおりです。 特設ページを置くサイトを限定する等の制約はありません。